

第 171 回 理事会議事次第(議事録)

1 日 時 令和2年5月 10 日(日)

2 会 場 NPOそばネットジャパン事務所(メール会議)

3 出席者 (理事)阿部、小川、小山、飯田、上田、生沼、梶川、菅野、小島、島村、  
新寄、高瀬、高橋、田中(正)、田中(憲)、鳥海、野木、野島、渡部  
(監事)小森、鈴木

4 報告事項

① 会員数の状況(新規入会、退会等)

団体会員 45、個人会員 現在整理中、賛助会員 6  
新規入会 生命の森蕎麦打ち倶楽部 千葉県茂原市  
代表 代市一夫 会員数 28 人 全麵協正会員  
退会 取手そば愛好会 5月1日付け

② 経理状況 別添

3月の行事で大きな、三段位認定会、会員対抗大会、指導者養成道場が新型コロナウイルス感染防止対策の影響で全て中止となり、収支共に影響が大である。  
新型コロナウイルス関連の持続化給付金の申請を検討する。  
現在、顧問税理士と打ち合わせ中であるが、ほぼ決算がまとまったので、監査を受け、定時総会議案として確定したい。

5 議事

① ネット会議の必要性について

下記の理由により、導入について検討することとしたい。

検討は、テストも含めて、事務局長、事務局理事及び新寄理事が担当となって進めることとしたい。できれば2週間を目途に理事会に提案していただきたい。

- ・ 今までも必要に応じてメールによる会議を開催してきたが、新型コロナウイルス感染防止の対策で緊急事態宣言が出されるなど、通常的方式(対面)での開催が難しくなってきた。
- ・ 現在、国際的にも、行政・民間でも WEB 利用による会議の有効性が認められてきているが、その特徴としては「緊急時に対応できる」、「出席者の住所地が広域であっても、集合に要する時間・経費が節約できる。」特に、今回の緊急事態宣言で対面の会議ができない場合は必須とも言える。
- ・ ただ、会議は対面で意見を交わすことにより、出席者の理解を深めたうえでの結論を出すことが会議の原則であり、WEB 利用を安易に多用することは慎重にしなければならない。
- ・ WEB会議といっても、明確な定義がなく、その方式は相当の費用がかかる本格的なものから、無料サービスの簡単なオンライン会議など様々であり、費用もさる

## 特定非営利活動法人そばネットジャパン 理事会

ことながら、何と云っても使いやすさが良くなければ活用できない。

- ・ 定款上は、WEB 会議を想定した規定にはなっていないことから、乱用を防止するため(会員の理解を得る。)、定款施行規則で定める必要がある。(今回のコロナ禍により、定款規定の対応指針が出てくるかも知れない。)

### 【了承】

別添回答票にあるように、ネットによる役員会について、現在のメールによる全員参加で十分という意見もあるが、対面式に近いWEB 会議も検討してみたほうが良いという意見もある。鳥海理事から比較表も出されたので、提案通り、事務局と新嵯理事でテスト等を実施して適切な案が出た段階で理事会に提案していただくこととする。

### ② 第 15 回総会開催について

5 月 24 日(日)開催を予定していたが、緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことで、予約している「市民会館おおみや」から貸付取り消しの通知があり、予定していた開催は不可となった。

ただ、総会において事業報告、収支報告はもとより、事業計画と予算を承認していただかないと先に進めない。また、年 1 回さいたま市長に活動報告書の提出を義務付けられており、その期限が6月30日となっているので、何とか開催しなければならない。ネット総会も考えられるが、定款上はそのような規定は想定しておらず、定款上できない。

方法として、ジャパン定款改正時の臨時総会と同様の方式によらざるを得ない。

時期は、緊急事態宣言解除予定の6月上旬、会場は公共施設は無理なので民間とする。

総会議案は従来通り議案を事前に配布し、委任状(議案別賛否)による出席とする。

以上に基づき下記のとおり提案します。

日 時 6月5日(金) 14:00から

会 場 さいたま市かのうや会議室

出席予定 理事20人以内だが、どうしても出席したい会員は拒否できない。

### 【了承】総員賛成により、事務局から総会通知をする。

### ③ さらしな名人大会の開催延期について

6月27日(土)に開催予定として会場も確保しており、先月の時点では、5月6日に緊急事態宣言が解除となれば開催まで2ヶ月あるので、なんとか可能かと予測していたが、延期となり、5月31日で解除となったとしても、出場者の稽古もままならず、意気込みも薄れることから、会場はキャンセルして、会員対抗と併せて改めて日程を検討することとしたい。

### 【了承】総員賛成

### ④ 検討部会の検討状況と進め方について

ア 組織・財務・広報等部会

・ 執行役員・部制について

今年度導入することは、理事の変更を伴うことになり、特に、ジャパン始動と言っても新型コロナウイルス感染防止の関係で事業開始のめども立たず、役員改選年度となる3年度に向けて検討することが望ましい。

したがって、現状の理事の範囲で部制として進めたい。

・ さいたま蕎麦打ち倶楽部の H 理事が1月で辞任して1名空席になっている。

H 氏に理事を依頼している理由は、さいたま蕎麦打ち倶楽部の財務局長であることで、そばネットはさいたま蕎麦打ち倶楽部が中心となって、分桜流・彩次郎蕎麦打ち会、熊谷そば打ち愛好会とともに設立し、事務所(道場)をさいたま蕎麦打ち倶楽部と連名で賃貸借契約をしているなど、両団体の財務に密接に関係している。

設立当初から財務局長が理事として就任しており、さいたま蕎麦打ち倶楽部は次期総会で財務局長を交代する予定で進めており、人選が確定すれば新財務局長を理事としてお願いしたい。

・ 個人情報保護規程、プライバシーポリシーは、そばネット埼玉の第129回理事会(平成28年9月26日)で決定しており、ジャパンとなったことで、当時作成者の鳥海理事が改めて見直して、「名称」を変更し、個人情報保護の対象となっていた「全麵協の段位認定制度に係る個人情報」の部分を削除するなど、ジャパン規程として修正したので確認いただき、ジャパン名称変更に伴う一部改正として承認いただきたい。理事会承認後 HP に掲載する。

イ 交流・地域活力部会

令和2年度ソバ栽培体験事業について、今月中に募集要項案を作成して事務局に提出してください。

総会議案の事業計画に掲載すること及び総会には募集要項を配布できるようにしたい。

ウ そばづくり技能検定部会

・ 現在、ジャパン段位への編入希望者が177人で五段位を除いて、認定証発行の準備ができたので、順次発送をし、HP に認定者名簿を掲載する。

・ 認定証カードについて複数の業者の提案を受けており、経費、事務量等を勘案して理事会に提案する。

・ 技能検定基準等の諸規定整備を部会内で検討中で順次理事会に提案する。

エ そば学部会

・ テキスト執筆依頼者に対し、正式に依頼状を送付し、具体的な執筆依頼をする準備を進めている。課題は、謝礼であり、今後どこまでお願いしていくのかを見極めて依頼する必要がある。

・  
【以上了承】総員賛成 別添個人情報保護規程等はHPに掲載する。なお、高瀬理事から「そば栽培体験事業については、他の事業の進捗状況をみながら実施時期を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。」の意見が出されたが、種まきの時期が夏季に限られるので、あまり通知が遅くなると事業として成り立たなくなることもあり、実施する方向で進めていきたい。

⑤ その他

小山副代表理事意見

「ソーシャルディスタンス」が定常化することになりそうですので、すべての活動面で新たな「つながりの工夫」が必要になります。

【了承】 そばづくり技能検定をはじめ、すべての事業実施に当たっての基本的指針(仮称)の策定に取り組むこととする。

⑥ 議事録署名人の選定について

理事 飯田良男

理事 野島靖夫

次回理事会 当面必要に応じて開催する。

## 特定非営利活動法人そばネットジャパン個人情報保護規程

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人そばネットジャパン(以下「本法人」という。)における個人情報の適法かつ適正な取り扱いの確保に関する基本的事項を定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 個人情報データベース等 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 従業者 本法人の指揮命令を受けて本法人の業務に従事する者をいう。
- (7) 匿名化 個人情報から当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所の記述等、個人を識別する情報を取り除くことで特定の個人を識別できないようにすることをいう。

(本法人の責務)

第3条 本法人は、個人情報保護の関する法令を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(利用目的の特定)

第4条 本法人は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

2 本法人は、利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて変更してはならない。

(利用目的による制限)

第5条 本法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 本法人は、合併その他の事由により他の法人等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得

ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第6条 本法人は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 本法人はあらかじめ本人の同意を得ないで、思想、信条及び宗教に関する情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 本法人は、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示するものとする。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保)

第8条 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第9条 本法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(従業者の監督)

第10条 本法人は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第11条 本法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 本法人は、次の掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 本法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項についてあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的としていること。
  - (2) 第三者に提供する個人データの項目
  - (3) 第三者に提供する手段又は方法
  - (4) 本人の求めに応じて第三者への提供を停止できること。
- 3 当法人は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 本法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
- (保有個人データに関する事項の公表等)

第13条 本法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。

- (1) 本法人の名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- (3) 次項、次条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続(第19条第2項の規定により手数料の額を定めたときはその手数料の額を含む。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。)第5条に規定するもの

2 本法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 本法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(開示)

第14条 本法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、個人情報保護法施行令第9条に規定する方法により、遅滞なく当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 本法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しない。

(訂正等)

第15条 本法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって内容の訂正、追加及び削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 当法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。

(利用停止等)

第16条 本法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データが第5条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合、その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。



2 本法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データが第12条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本法人は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第17条 本法人は、第13条第3項、第14条第2項、第15条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対しその理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第18条 本法人は、第13条第2項、第14条第1項、第15条第1項又は第16条第1項若しくは第2項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)に関し、個人情報保護法施行令第10条に規定するところにより、その求めを受け付ける方法を別に定めるものとする。この場合において、本人から当該方法に従って、開示等の求めが行われるようにするものとする。

2 本法人は本人に対し、開示等の求めに関しその対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができるものとする。この場合において、本法人は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。

3 開示等の求めは、個人情報保護法施行令第8条に規定するところにより、代理人によってすることがきるものとする。

4 本法人は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を別に定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮するものとする。

(手数料)

第19条 本法人は、第13条第2項の規定による利用目的の通知又は第14条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができるものとする。

2 前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料を別に定めるものとする。

(苦情の処理)

第20条 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(従業者の義務)

第21条 本法人の従業者又は従業者であった者は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規定に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した従業者は、その旨を

代表理事に報告するものとする。

- 3 代表理事は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合は、適切な措置をとるものとする。

(委任)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成28年9月26日から施行する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(法人名称改正)

特定非営利活動法人そばネットジャパン  
個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)

平成 28 年 9 月 26 日制定  
令和2年 4 月 1 日改正

特定非営利活動法人そばネットジャパン(以下「当法人」という。)は、今日の高度情報通信社会において個人情報が必要な資産であることを理解し、個人情報を正しく扱うことが当法人の重要な責務であると認識し、個人情報の保護に努めることを宣言し、ここに当法人としてのプライバシーポリシーを公開いたします。

### 第1. 個人情報保護に関する法令や規律の遵守

当法人は、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令、並びに国の定めるガイドラインその他の規範を遵守し、個人情報〔生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含まず。)]を適正に取り扱います。

### 第2. 個人情報の取得

当法人が個人情報を取得する際には、定款第3条に定める目的、すなわち、『「手打ちそば」の普及・啓蒙を図るとともに「手打ちそば」を通して社会奉仕活動を実践し、地域社会に貢献する』を達成するため、定款第5条に定める事業を行うものであり、これらの事業を実施するため適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得します。

### 第3. 個人情報の利用

当法人が取得した個人情報は、上記第2に示した利用目的(当該目的と合理的な関連性のある範囲内の利用を含む。)及び以下の目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。

- 1 登録情報に関する連絡のため、郵便、電話、電子メールなどの方法によりお知らせすること
- 2 当法人が行う事業に関する告知、活動報告・ご支援募集などについて郵便、電話、電子メールなどの方法によりお知らせすること

### 第4. 個人情報の第三者提供

当法人は、会員の個人情報を、次の場合を除きあらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護に必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難であ

る場合

- 3 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- 4 国の機関等への協力

## 第5. 個人情報の管理

当法人は、会員がご本人の個人情報の確認、訂正などを希望される場合は、当法人の定める書面の提出により開示に応じます。開示請求書など当法人の定める書面の入手方法につきましては、当法人ホームページに掲載します。

なお、個人情報の開示にあたりまして、1 項目あたり300円を手数料としてお支払いいただきます。

## 第6. 個人情報の安全管理措置

当法人は、会員の個人情報について、適切な安全管理措置を講ずることにより、漏えい、改ざん、紛失などの危険防止に努めます。

また、個人情報の取り扱いに関して、定期的に監査を行い、常に継続的改善に努めます。

## 第7. 個人情報の取り扱いに関する問い合わせ窓口

ご提供いただいた個人情報の取扱いに関するご要望・お問い合わせは、当法人事務局（TEL048-644-4466 E-mail [nposobanet@gmail.com](mailto:nposobanet@gmail.com)）までお願いいたします。

特定非営利活動法人そばネットジャパン個人情報保護規程第 18 条

第 1 項、第 3 項の規定に基づく定めは下記のとおりとする。

令和 2 年 4 月 1 日

個人情報保護法施行令第 10 条第 1 項から第 3 項に定める事項

(1) 請求等の申出先 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町4丁目261番5号

特定非営利活動法人そばネットジャパン

(2) 開示の請求等の際して提出すべき書面の様式 様式第 1 号①のとおり。

(3) 本人及び法定代理人であることの確認の方法 様式第 1 号②のとおり。

<様式第1号①>

保有個人情報開示請求書

令和〇年〇月〇日

特定非営利活動法人そばネットジャパン代表理事

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_ TEL ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第32条第1項及び同法施行令第10条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに〇印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( ) <実施の希望日> 令和 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。
--

3手数料

手数料(1件300円)		(受付印)
-------------	--	-------

4本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人

イ 請求者本人確認書類(住所記載のあるもの)

運転免許証  健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人が請求する場合のみ記載してください。)

(ア)本人の状況  未成年者( 年 月 日生)  成年後見人

(イ)本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ)本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  その他

## <様式第1号②> 開示請求書説明

(説明)

### 1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

### 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付)について、希望がありましたら記載してください。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

### 4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。

300円分の現金を保有個人情報開示請求書とともに提出してください。ただし、銀行振込により納付を行うこともできます。詳しくは、窓口担当者に確認してください。

#### ○ 銀行振込による振込先

埼玉りそな銀行 南浦和支店 普通預金 口座番号:4018718 NPO法人そばネット埼玉

### 5 本人確認書類等

#### (1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、個人情報の保護に関する法律施行令第10条に規定する本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(住民基本台帳カード(注)、ただし個人番号通知カードは不可)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示

又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

(注)住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

## (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。

また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。

## (3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、)を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

## 参考

個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年十二月十日政令第五百七号)

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

**第五条** 法第二十四条第一項第四号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。



- 一 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 二 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

(注)認定個人情報保護団体とは下記の業務を行う法人で、主務大臣の認定を受けたものをいいます。

#### 法第37条

- 一 業務の対象となる個人情報取扱事業者(以下「対象事業者」という。)の個人情報の取扱いに関する第42条の規定による苦情の処理
- 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

(個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法)

**第六条** 法第二十五条第一項の政令で定める方法は、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)とする。

(開示等の求めを受け付ける方法)

**第七条** 法第二十九条第一項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の求めを受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開示等の求めの申出先
- 二 開示等の求めに際して提出すべき書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)の様式その他の開示等の求めの方式
- 三 開示等の求めをする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- 四 法第三十条第一項の手数料の徴収方法

(開示等の求めをすることができる代理人)

**第八条** 法第二十九条第三項の規定により開示等の求めをすることができる代理人は、次に掲げる代理人とする。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の求めをするにつき本人が委任した代理人

**特定非営利活動法人そばネットジャパン**  
**第170回理事会(ネット) 出欠・意見回答表**

令和2年5月5～8日

役名	氏名	出欠	回答
代表理事	阿部成男	1	
副代表理事	小川伊七	1	
〃	小山周三	1	「ソーシャルディスタンス」が定常化することになりそうですので、すべての活動面で新たな「つながりの工夫」が必要になります。
理事	飯田良男	1	
〃	上田秀雄	1	メールでよいがZOOM等の検討も
〃	生沼聖司	1	
〃	梶川光二	1	
〃	小島潔	1	
〃	菅野博	1	
〃	島村良三	1	
〃	新寄照幸	1	メールでよいがZOOM等の検討も
〃	高瀬賢司	1	そば栽培体験事業については、他の事業の進捗状況をみながら実施時期を検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。
〃	高橋侑一	1	
〃	田中憲一	1	
〃	田中正美	1	
〃	野木直衛	1	
〃	野島靖夫	1	メールでよい
〃	鳥海修一	1	メールでよいがZOOM等の検討も別添比較表
〃	渡部隆夫	1	
監事	鈴木幹男	1	メールでよいがZOOM等の検討も
〃	小森康弘	1	

理事定数20人中20人